

平成28年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成28年9月5日（月曜日）午前10時 5分開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

追加日程 参考人の出席要求に関する件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第14号直接審議（先議）

日程第 2 決算審査特別委員会設置

日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任

日程第 4 決算審査特別委員会議案付託

日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

日程第 6 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳

15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	笈田哲雄	秘書広報課長	飯島茂
行政改革 推進課長	浪川昭	総務課長	加瀬正彦
企画政策課長	横山秀喜	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	高木松夫
健康管理課長	浪川勝子	社会福祉課長	岩井正和
子育て 支援課長	大矢淳	高齢者 福祉課長	宮内隆
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	川口裕司
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	品村順一	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	角田和夫	学校教育課長	石見孝男
生涯学習課長	高木昭治	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 局長	高安一範	農業委員会 事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	花澤義広
------	------	-------	------

開議 午前10時 5分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日は気温がかなり高くなる予報が出ております。また、湿度も高いようでございます。クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整をしていただきたいと思います。

本日は議案質疑を行います。議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計決算の認定について質疑の通告がございました。

おはかりいたします。参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、参考人の出席要求に関する件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 参考人の出席要求に関する件

○議長（平野忠作） 参考人の出席要求に関する件を議題といたします。

おはかりいたします。議案第8号、平成27年度旭市病院事業会計決算の認定についてに関しまして、地方独立行政法人国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、高埜正人経理課長を参考人として出席を求めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、地方独立行政法人国保旭中央病院の菅谷敏之史事務局長、高埜正人経理課長を参考人として出席を求めることに決定しました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（平野忠作） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

参考人といたしまして、地方独立行政法人国保旭中央病院、菅谷敏之史事務局長、高埜正人経理課長に出席をいただいております。参考人は、発言の際は、その都度議長の許可を得て発言いただきますようお願いいたします。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第1号、平成27年度一般会計です。決算書の342ページにございます実質収支に関する調書について質問をいたします。

歳出総額314億4,578万7,000円、歳入総額286億3,807万5,000円、差し引き28億771万2,000円となっています。翌年度に繰り越すべき財源が合計で3億4,175万6,000円で、実質収支額は24億6,595万6,000円となっていますが、そこで翌年度へ繰り越すべき財源での主な繰越事業は何なのか。事業の本数と繰り越しの原因となった理由について、財源ごとにお聞きいたします。

また、実質収支額24億6,595万6,000円は非常に大きな繰越金額であると思うのですが、担当課としてはどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

まず、繰越事業の内容についてお答えをいたします。

平成27年度から28年度へ繰り越す事業につきましては、第2回定例会においてご報告したところですが、繰り越す財源として金額の大きなものだけ、改めてご説明いたします。

まず、道路と排水関係で4事業ございまして、この額が1億1,619万9,000円ございます。これはいろいろな工事がありますけれども、道路の境界査定ですとか関係機関との協議に不測の日数を要したということが原因でございます。

それと、大きなもの二つ目として、飯岡中学校の改築事業がございまして、これで5,400万円、これは基礎工事の再設計とかに不測の日数を要したために繰り越したものでございます。

最後に三つ目で、橋梁長寿命化修繕事業4,247万5,000円、これにつきましては老朽化した橋の補修工事でございますが、関係機関との協議に日数を要しまして繰り越したものでございます。

三つ申し上げましたものが繰越明許費の中での主なものでございます。

次に、事故繰越しの中で主なものを二つ申し上げます。

一つは道路新設改良事業、これは3本ございまして、合計で4,816万6,000円ございます。これにつきましては、やはり関係機関との協議などに日数を要したということでございます。

もう一つ、冠水対策排水整備事業、これが1,770万6,000円ございまして、これは東町地先の排水工事でございますが、湧き水などへの対応に日数を要したためでございます。

次に、実質収支額について妥当かどうかというご質問でございますが、現在の実質収支額でございますが、東日本大震災以降、震災復興事業ですとか合併特例事業など大規模な事業が継続している中で事業の進捗が遅れているですとか、繰越事業の多さなどもありまして、今年度の実質収支額、先ほどもおっしゃいました24億6,595万6,000円というのは、決算規模から見るとやや大きくなっているのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 繰り越された財源の事業はさまざまな理由のものであるかと思いますが、事業量が多くてできなかったということが考えられるのではないのかなと思うので、その点お伺いしたいところと、また実質収支額や繰越額が大きいということは、市民が要望している事業等を先送りして後回しにしているなどということも考えられます。

その点に対しては、どのようなお考えであるのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 事業が多くなっているのではないかとということですが、今、合併した旭市が将来に向けてたくさんの大きな事業を行っているところでございまして、今やるべきことはやはり予算に計上して実施しなければならないのではないかとということで、予算は計上して進めているところでございます。

ただ、結果としましては、やはりなかなか自分たちの思うように進捗していなくて、後年度に行っている部分も否めないかと思えます。決して後回しにしているということではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今定例会終了後、平成29年度の予算編成も始まるものと思いますが、できる限り繰越事業にならないように予算編成に努めていただきたいというふうに思うんですが、改めて、来年度に当たってどのような取り組みができるのか見解をお伺いしたいと思えます。

また、市ではさまざまな事業計画を策定し、健全財政に努めるために財政計画を策定しているかと思うのですが、繰越額が大きくなるようなときは、例えば臨時財政対策債、臨財債を借り入れなくても、今回の場合ですと10億円程度繰り越しとなるわけですから、長期的・短期的な視点に立って財政運営を行うべきと思うのですが、その点に関してお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後の取り組みということでございます。

先ほども申しましたが、今やるべきことにつきましては、きちんとやっていくと。その中で、収支の見通しというのももう少し精査した形で出していきたいなというふうに思っております。それを受けて、予算編成というものをもっと精度の高いものにしていきたいなというふうに思っております。

ご提言の中にもありました臨時財政対策債、借りなくてもいいのではないかとということもございましたので、その辺も含めまして十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、議案第1号について、ページを追って順次質問をいたします。

まず、16ページ、市民税、固定資産税について。

市税の大半を占める市民税、固定資産税ですが、毎年1億円前後の不納欠損金が出ていますが、前年度課税額を見てもみますと、約27億円と同額なのに、取りはぐれの無い固定資産税のほうが収入未済額、また不納欠損金が多い理由。

そして、収入未済額9億7,000万円ほどありますが、一番古いのは何年度なのか。

また、個人、法人ごとに一番多い収入未済額、また不納欠損金について伺います。

次に、59ページ、総務事務費委託料について。

これは249ページの消防にもちょっと関連しますが、弁護士委託料、これは市の顧問弁護士料だと思いますが、249ページの消防にも弁護士委託料がありますが、組合であろうとも旭市の一部署であるのに、なぜ別々に顧問弁護士料を予算化するのか。

65ページ、行政改革推進費委託料についてであります。公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料ということですが、内部の実態は外部からでは分かりません。内部でなければ分からないわけですが、それが職員ではできない計画とはどのようなものかお尋ねをします。

67ページ、人事管理費委託料について。

これも249ページの消防と関連しますが、職員の健康診断委託料ですが、事業所は従業員の健康診断が義務づけられていると思います。そういう中で、消防にも同じ科目がありますが、同じ市の一部署なのに、なぜ分けるのか。

そして、現状での契約を含めた健診等の内容について伺いをします。

次に、69ページ、一部事務組合負担金についてであります。退職手当負担金3億5,600万円が計上されていますが、全てこれは総合事務組合への負担金なのか。中央病院へは行かないのか、その辺です。

73ページ、普通財産管理費備品購入費についてであります。どのような車を何台購入するのか。

そして、数年前、市長・議会車を導入する際にはリースのほうがメリットがあるからとい

うことで導入したわけですが、なぜリースにしないのか。

75ページ、企画事務費委託料について。

コンサルティング業務委託料2,300万円の委託料の内容について伺います。

次に、79ページ、地方創生先行型事業委託料について。

コンサルティング業務、設計・監理、それから総合戦略策定支援業務など3,300万円の委託料の内容について。

それから、そういう中で、旭市総合戦略会議を円滑に策定することや関連事業を行うことが、旭市の将来を見据えた人口の減少克服と地方創生に向け、邁進することがこれでできるということですが、具体的にはどういうことなのか。

次に、81ページ、電算システム運用事業委託料について。

電算には莫大な予算が費やされています。13番、委託料1億7,300万円の業務の範疇はどのようなものになっているのか。

それから、電算機保守委託先、電算業務委託先はどこなのかお尋ねをします。

87ページ、コミュニティバス等運行事業備品購入費についてであります。このバスは老朽化したからの代替だと思いますが、利用者はお年寄りが多い。また、発着で1時間以上かかる路線もあります。生理的な現象も当然起きるわけですが。そのような中で、どのような利便性を配慮したバスなのかお尋ねをします。

次に、89ページ、市バス運営事業需用費についてお伺いします。

合併前はそれぞれの市町が車を保有していましたが、今は1台であります。そういう中で、申し込みにつきましてはどのくらいあるのか、また27年度の稼働日数、それらをお尋ねします。

93ページ、旭市合併10周年記念事業について。

記念式典を契機に、さらなる市の一体感醸成が図られたということですが、具体的に。

また、主な財源として地域振興基金を使っていますが、記念式典が地域振興基金として使えるのかお尋ねします。

97ページ、収税事務費負担金補助及び交付金についてであります。この中で日本マルチペイメントネットワーク推進協議会とはどのようなものなのか。

次に、113ページ、生活困窮者自立支援事業について。

どのような方々を対象に、具体的にどのような事業を実施したのかお尋ねします。

125ページ、敬老大会開催事業需用費についてであります。今の時代、人集めが一番大変なことになるわけでございます。二、三年前の敬老大会、行政改革ということでパンと飲み物を取りやめ、大変不評を買いました。そして、市長も、来た人に配って来ない人に配らないのは不平等などと申ししておりましたが、食糧費を復活した理由について。

次に、159ページ、看護学生入学支度金貸付事業の貸付金についてであります。対象者など具体的な貸付条件、また返済方法についてお尋ねします。

次に、245ページ、雇用促進住宅管理費についてであります。共通管理費は、入居者が1部屋であろうと、また満室であろうと変わりません。行政でいうところの行革、1室当たりの経費の削減、そのためには現在の入居者を増やすということが大事だと思うわけですが、そういう中で、今どのぐらいの入居数になっているのか、また満室にするためにどのような方策をとっているのかお尋ねします。

275ページ、小学校教材備品等購入事業図書購入費についてであります。小・中学校の図書購入費は交付税算入されていますが、交付税算入額は幾らなのか、また交付税どおりの予算を費やしているのか。

そういう中で、現在の各学校の図書数は文科省の基準と照らし合わせてどうなっているのか。

305ページ、青年の家管理費委託料について。

この中の分析調査委託料ですが、大した金額ではないんですが、どのような内容なのか。

309ページ、公民館活動費負担金補助及び交付金について。

似たような組織、そしてそれらに対して、金額は小さいが、負担金が支出されています。このことは公民館だけにかかわらず、ほかにも多々ありますが、この負担金を出すことによってどのようなメリットがあるのか。

それから、315ページ、いいおかユートピアセンター管理費委託料についてであります。この中でエレベーター等保守点検委託料33万円と、ほかと比べますと、かなり安いわけですが、この点検内容等について伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁は、多勢に無勢ですので、私が質問した順序でお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、税務課から、16ページ、市民税、固定資産税についての

質問にお答えさせていただきます。

市民税と固定資産税が調定が同じなのに、固定資産税が不納欠損が多いのはなぜかということでもよろしいですね。固定資産税の場合、収入の有無にかかわらず毎年課税されていくということで、その関係で固定資産税のほうが不納欠損が多くなっているということでもあります。

それと、残っている一番古い税はということでもありますけれども、住民税としましては平成5年度分、それから固定資産税については平成8年度賦課分ということでもあります。

97ページのほうは、後でのほうがよろしいですか。97ページのマルチペイメント……

(発言する人あり)

○税務課長(渡邊 満) 順序を追ってということでは、以上です。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 税務課長。

○税務課長(渡邊 満) 滞納しているものの最高額ということでもよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○税務課長(渡邊 満) 最高額とのご質問ですが、この数字を申し上げますと該当者が特定されるおそれがありますので、その件については控えさせていただきたいと思います。

それと、不納欠損ですけれども、この部分についても答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 税務課長、明快に分かりやすく説明をお願いします。

○税務課長(渡邊 満) 固定資産税ですけれども、非常に額が大きい方がございます。この数字を申し上げるということは、その方の特定につながるものと考えられますので、お答えを控えさせていただきたいと。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) すみません。高橋議員、一回ずっとページ数を追って答弁させていただきます。それからもう1回、再度再質問でいきましょう。

総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) それでは、59ページ、総務事務費の委託料につきましてご回答申し

上げます。

まず、弁護士の委託料でございますが、これは先ほどご質問にもありましたとおり、市行政の業務中に発生した紛争、事件等に係る法律相談についての業務を委託するもので、各課の通常業務における法的判断が必要になる事例等が発生した場合で、法律の専門的な判断やアドバイスを必要とするケースが生じた際に相談を行うということで総務課で盛っております。

ただ、本業務はあくまでも法律相談がメインでございますが、個別の訴訟、それから和解交渉等の事件処理案件、今回、消防につきましては和解処理の交渉でございましたので、別途消防のほうで盛ってあったということでございます。その額が、249ページに計上した額ということでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、65ページの行政改革推進費の委託料についてのご質問にお答えをさせていただきます。

内部でなければ分からないことをなぜ外部にというお話と、またその計画というのはどういようなものかということでございますが、こちらにつきましては、平成26年4月に総務省のほうから地方公共団体に対しまして、平成28年度末までに計画の策定要請があったところでございます。このため、平成27年度から2か年間で計画策定支援業務を委託したものでございます。

計画の内容につきましては、国の策定指針に基づきまして、市が保有する全ての公共施設とインフラ施設の老朽化の状況や利用状況の把握、今後の人口の見通し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等にかかわる中長期的な経費見込みの推計と公共施設の現状を調査・分析して、施設類型ごとの管理に関する方針等を記載した計画とするものでございます。

委託のほうの関係でございますが、こちらにつきましては、今申し上げました内容を短時間で整理、作成していかなければならないというようなことから、専門技術者が配置されている民間の事業者を活用させていただいたと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、67ページの人事管理事務費の委託料、ここの健康診断委託料につきましてお答え申し上げます。

労働安全衛生法に基づいて、事業者として職員に対し健康診断を行うということになります。これも常備消防両方に載っているのはなぜということでございました。

単価自体は、市で業者決定をしながら決めるということになります。消防につきましては、年2回の実施がある。それから、検査項目で若干異なるもの、例えば肺活量の検査であったり、便の潜血反応検査といった特殊なものがあるということで、消防につきましては1人幾らという単価が若干違いますので、それについては消防として全て盛っていただいているということであります。これは単価を合わせて契約をしている、その額が人事管理費と常備消防事務費に載っているということであります。

○議長（平野忠作） 各課長さん方にお伝えします。最初にページ数を言って、その要旨を答弁してください。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） すみません。次の69ページも総務課でございました。

一部事務組合負担金、退職手当の負担金ということで、これにつきましては、一般会計分の額がここに載っている3億5,595万7,362円ということになります。各会計、若干人数割で載っておりまして、市全体の負担額は3億8,373万5,839円となります。

病院につきましては、今現在、積立金自体が旭市全体としての負担金超過団体となっております。平成30年度末までに累積の収支が20億円となるよう減額措置されているということで、病院については、ここの中には数字が入っていないということになります。

ご指摘の件は、多分病院会計に繰り出している分の話なのかなと思います。それは、市に一般負担金の合計額がかかる分、職員分として5億9,730万1,708円というのがあります。それから、先ほど3億八千幾らというのを差し引きまして2億1,356万5,869円を病院のほうに繰り出している状況であります。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 73ページの普通財産管理費の備品購入費についてお答えをいたします。

まず、車の台数ですが、4台でございます。

車の中身でございますが、乗用車が1台、それとダンプやトラックで3台でございます。

あと、なぜリースでないのかということでございますが、今回購入した車両につきましては、購入時からある程度長い期間使うということが想定されておりましたので、リースではなくて購入を選択したものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 企画政策課のほうからは、75ページの企画事務費、13委託料、その中のコンサルティング業務委託料についてのご質問にお答えします。

これにつきましては、旭中央病院の地方独立行政法人化のための支援業務に関する委託料です。地方独立行政法人への移行につきましては、項目が多岐にわたり、必要な情報収集や先進事例等の調査・助言等を経営形態の移行に精通しているプロの目から行っていただくことが必要でしたので、有限責任監査法人トーマツに支援業務を委託したものでございます。

続きまして、79ページ、地方創生先行型事業の繰越明許、13の委託料3,344万7,600円、この3事業の内訳はというご質問にお答えします。

まず、コンサルティング業務委託料702万円についてです。

本事業は、旭市の宝、また地域の特性とも言える旭中央病院について、病院周辺にヘルスケア産業の集積や地域包括ケアシステムを構築することを目指すとともに、関連事業所の誘致を図るため、その調査・研究等を行うことを目的としております。契約につきましては、公募型プロポーザル方式により、株式会社ちばぎん総合研究所に決定してございます。

なお、交付金ですが、小さな拠点形成事業ということで702万円のうち700万円が交付金として来ております。

二つ目の地方創生先行型の事業の設計・監理委託料、これにつきましては、表現のほうが悪く、誤りに近いようなものがありまして、実は内容は道の駅情報発信板設置業務委託になります。大変申しわけありません。分かりづらい表現で設計・監理委託料となってしまいました。事業費につきましては、決算額が1,922万4,000円です。道の駅の情報発信コーナー及び24時間利用可能トイレの前に設置いたしました道路情報や観光情報などを発信するタッチパネル式のデジタルサイネージの設置業務です。

なお、これは道の駅の登録要件の一つであります道路情報や地域情報の発信を目的に設置したものでございます。

最後に、総合計画策定支援業務委託料720万円についてです。

旭市総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定した計画で、平成27年度から31年までを計画期間としております。委託業務の内容ですが、総合戦略の策定に必要な人口ビジョン作成のための人口動向分析、経済活動データ分析や市民アンケートによる意識調査などの基礎調査です。契約につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により、

アジア航測株式会社に決定しました。

こちらの経費につきましても、内閣府地方創生推進室にも認められている経費として全額交付金で入っております。

続きまして、81ページ……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 分かりました。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) できたと。計画そのものができ上がったという意味なんですけれども……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい、ちょっと表現が、すみません。まだ計画1年が終わったばかりということで、その1年の中では、計画した事業、各課が予算化した事業につきましては計画どおり進めてきております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい、計画ができたということで修正させていただきます。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい、すみません。

続きまして、電算、81ページをお願いします。

電算システム運用事業の委託料です。この委託の主なもの、守備範囲はどのような範囲かというようなご質問でした。

電算システム運用事業委託料1億7,342万513円、この守備範囲ですが、まず住民基本台帳や税、福祉など、窓口業務のための住民情報系システムがあります。また、グループウェアや財務会計、人事給与など、職員の事務遂行のための内部情報系システム等の運用に係る委託料となります。

大きく分けて二つに分けまして、一つはその電算機関係の保守委託料、これが1億733万8,953円です。これらのシステムの端末やサーバ等のハードウェア及びソフトウェアの保守を行うための経費となります。

もう一つが電算業務の委託料6,608万1,560円、これにつきましては、大きなものとしましては、マイナンバー法など法改正ですとか制度改正に対応するため、電算システムに必要な改修等の費用となります。

(発言する人あり)

○企画政策課長（横山秀喜） 内田洋行株式会社です。

次、87ページです。コミュニティバス等運行事業のご質問です。

車両の更新ということの質問でございますが、利用者はお年寄りが多い、中には生理的な要求もあるのではないかとというようなことでございます。

まず、バスの内容につきまして説明させていただきますと、車両1台分の購入費で、地区につきましては飯岡地区ルートで使用していた車両の老朽化が原因です。

それから、車種選定に当たっての留意事項ということで、まず小さな子供や高齢者、車椅子利用の方なども利用しやすい交通バリアフリー法の適合車であること、それからある程度狭隘な場所が走行可能な車両全長7メートル程度に抑えてあります。それから、現状の乗車実績から30人程度の乗車が可能であることなどを基準として、車両の選定はいたしております。

それと、本事業は宝くじの助成金として1,000万円を受けている事業でございます。

それから、長時間の運行ルート、確かにご指摘のとおり1周するのに一番長い所ですと1時間半くらいかかるようなルートもございます。循環ルートのほうですね。こうした循環便に生理的な要求があることを考慮したほうがいいのではないかとというようなご指摘ですが、先ほど車種の選定の時に、ある程度狭隘な道路なども通っているようなバスというようなこともありまして、あまり大型なバスだと狭隘な道路を走れないというようなこともありますので、まず全長を抑えなくてはならないというような制限などもあります。仮に車両にトイレを設置するというようなことになりましたと、必然的に今よりももっと大きなバス、長いバスというようなことになってしまいますので、今のところ、そのようなバスは難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から、89ページ、市バス運営事業についてお答えします。

ご質問は、申し込みはどの程度あるのかということと、27年度の稼働実績はどのことでした。申しわけありませんが、申し込み件数については特に集計しておりませんので、こちらについては、申しわけありませんが、お答えできません。

稼働日数につきましては、市バス2台ありまして、1号車が27年度211日、2号車は200日、

合計で411日稼働しております。また、1日に別の団体が使う場合もありますので、そうした利用件数でいきますと、1号車が224団体、2号車が215団体で、合計で439団体となっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 決算書の93ページになります。旭市合併10周年記念事業につきましてお答え申し上げます。

まず、10周年事業の内容ですけれども、合併後の10周年を祝うということで、それまでの市政功労者の表彰、それから合併した時に生まれた子供たち、その子供たちが未来を語るというようなことを式典の柱といたしまして10周年記念事業を行いました。この式典の開催により、今までのまちづくりに貢献された方々への感謝の意を示す機会、それから合併後の市の歩み、それを再確認いたしまして、未来の旭市を担う子供たちの意見発表がありまして、この式典を契機に、さらなる市の一体感醸成が図られたものと思っています。

主な財源ということで地域振興基金を使ったということですが、地域振興基金自体は地域間格差の是正というものがあまして、それとさらに市民連帯の強化、それから一体感あるまちづくり、そういったものが目的の中にあつたと思います。その中で協議をいたしまして、この基金自体は企画政策課が管理しておりますが、財政とも協議した中で充当したということになります。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 総務課長、もう一度。

○総務課長（加瀬正彦） 何をもって一体感を醸成できたか、それはなかなか難しいことであろうかと思います。少なくとも、これまでの市で行ってきたまちづくりの取り組み、例えば市民体育祭を行いながら、全市、区民に参加いただきながら進めてきた、そういった市、それから旧町の垣根を取り払った中で一体感を進めてきた。それをさらに進めるということも目的には当然ありますので、では、そのところを具体的と言われると、個々人の意見を全て取りまとめるわけにはまいりませんので、そのところはそういった形で市として捉えているということでご容赦願えればと思います。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 合併後の一体感あるまちづくりに向けた歩みをきちんと振り返って、当然、一体感を持てたもの、まだ持てないもの、そういったものはあると思います。少なくとも、そういった中で持ててきたということ、一度ここで10年を機に再確認をしたということになります。さまざまなものがあるかと思えます。例えば、今年度は産業まつりについても一本化されたところでありまして、そういったものでも徐々に一つになりつつある、そういったことはご理解いただけるのではないのかなと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、97ページ、日本マルチペイメントネットワーク推進協会についてでございますけれども、このマルチペイメントネットワークとは通称ペイジーと呼んでいまして、ペイジー口座振替受付サービスといひまして、口座振替の手続きをキャッシュカードで、市役所に来た時にかざすだけで口座振替の手続きができるということで、官公庁、金融機関、そういうものが集まりまして、そういうことで口座振替の便宜を図るサービスの団体でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

引き続き高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、決算書113ページになります。生活困窮者自立支援事業について、この事業はどのような方を対象にしたのか、それとどのような事業を実施したのかというご質問についてお答えいたします。

まず、この事業は生活保護に至る前の段階で生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであります。平成27年4月1日に施行されました生活困窮者自立支援法に基づき、市町村が

必ず実施しなければならない事業ということになっております。事業の委託なんですけれども、これは社会福祉協議会のほうへ委託してございます。さまざまな生活困窮に対する相談・支援ということで、27年度の実績で申しますと、相談の受理件数は118件ということでございました。この相談のおかげで相談者の9割近くが自立につながったということで、最終的に生活保護に至った方は6名という状況でございました。

続きまして、決算書の125ページ、敬老大会の開催事業の需用費についてでございます。平成26年度に一度パンとお茶を廃止したということで、また復活したその理由はということでございます。

確かに、26年は行革の関係もあり、また東総文化会館の中では飲食は禁止だということもございまして、1年だけ廃止した経緯がございます。その時に来場者の方にアンケートをとりました。そうしましたところ、6割の方がまたこういった飲食というか、パンとお茶については復活してほしいというような状況もございまして、27年度から再度実施したものでございます。

ちなみに、入場者数の関係なんですけれども、パンをやめる以前はだいたい1,700名くらいの入場者がございました。やめた当時ですけれども、900人ということで、だいぶ人数が減ってございました。こういうこともあり、復活したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、159ページの看護学生入学支度金貸付事業について回答させていただきます。

この事業は平成27年度より実施したもので、27年度がスタートの年ということになります。看護師確保のため、将来看護師として市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設、これは4年制大学を対象としています。この入学に必要な資金の一部、40万円を貸し付けするものです。養成施設、この4年制大学を卒業した日から1年と2か月以内に看護師の免許を取得し、速やかに市内の医療機関において看護業務に従事し、当該従事期間が2年に達した場合は貸し付けの返還を免除するといったようなものです。

実績としましては、13件、520万円の貸し付けを行いました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、245ページの雇用促進住宅の管理費についてお答えをい

たします。

まず一つ目のどのくらいの入居かということでございますが、平成27年度末の状況を申し上げますと、管理戸数79戸に対しまして入居は59戸でございました。

それと、入居者を増やす方法ということでございましたが、平成27年4月に入居要件の一部見直しを行いました。これは、要件の一つにあります勤労者であることというのがございますが、従前は勤労者という定義を正規社員であるということとしておりました。27年4月からはこれを少し変えまして、パートタイム勤労者ですとか臨時職員を含むものとして要件の緩和を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、決算書275ページの小学校教材備品等購入事業のうち、図書購入費についてお答えいたします。

ご質問の旭市に交付税算定されている図書費の措置額でございますけれども、664万8,000円でございます。これを基にしまして決算額の割合を申し上げますと、90.2%ということでございます。

そして、各学校の達成率ということでございますけれども、市内小学校の学校図書館標準達成率でございます。小学校15校のうち、達成率100%以上が8校、90%以上が2校、80%以上5校となっております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、決算書の305ページ、青年の家管理費委託料の中の分析調査委託料の内容の質問であります。

この分析調査委託料につきましては、大気中に飛散しているかどうかのアスベストの大気中の飛散の分析調査であります。

続きまして、決算書の309ページ、公民館活動費の中の負担金補助及び交付金の中の公民館等への負担金でありますけれども、これにつきましては、各協議会では職員研修等が開催をされておまして、公民館などでの講座、それ以外の事業、その企画、実施をするに当たりまして非常に有意義な研修が開催をされているところであります。

次に、決算書の315ページであります。いいおかユートピアセンター管理費の委託料の中のエレベーター等の保守点検委託料であります。

保守点検委託料の内容はということでございますけれども、24時間365日の遠隔によります点検、それと専門技術者による点検・調整が年4回、それと品質検査が年1回実施をされているところであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 1番目のまだ答弁されない部分。

○議長（平野忠作） 16ページですか。

○21番（高橋利彦） 今度2回目でしょう。

○議長（平野忠作） そうです。再質疑になります。

○21番（高橋利彦） 1号議案の16ページ、税の関係。金額だけ。名前は私は求めていませんよ。金額だけです。

○議長（平野忠作） 税務課長、答弁漏れがあるようですので。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 確かに、金額ということでございますが、ご本人と今、納付相談等も進めておりますところでございます。差し押さえ等も実施してございますが、そういう納付交渉の中で、この金額を、先ほども申しましたように非常に多額であるということから、その数字から本人を特定されるおそれがあるということで、そのように判断させていただいて、金額の数字を差し控えたいということでございます。

（発言する人あり）

○税務課長（渡邊 満） 先ほど言いましたように、本人を特定されるおそれがあるということで、私は個人情報保護法から、そのように判断させていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、16ページの税の関係でございますが、先ほど固定資産税の不納欠損、それから滞納が多いのは、収入がないのに固定資産税を持っているということでございますが、それはそれでいいと思う。ただし、ではなぜ固定資産税にそれなりの法的な措置をとらないのか。担保設定でも何でもすればいいわけです。やはり臭いものにはふたではなく、もともとこれはやる。そのためには、では今、条例ですか、規則になっているか、その辺は分かりませんが、税は1年以上滞納したら必ず法的措置をとるんだと、そこからやるべきなんですよ。

その中で、先ほどありましたが、古いのは平成5年でしょう。5年って、今28年だから、二十二、三年ですよ。その間にいろいろあるわけですよ。ですから、これは税ですから、みんな平等に納めてもらう観点からも、これは法的措置をとる。そして、皆さん方だって税金をもらった中で給料をもらっているわけでしょう。その辺を十分踏まえて、税の回収をやってもらいたいと思います。また次に、その中で答弁いただきたいと思います。

それから、次に59ページの総務事務費、消防の弁護士費用、これは消防で取ってもいいと思うんですが、ただ、消防のほうにも市のほうにも顧問弁護士委託料とあるんです。委託料というのは、一般に仕事を頼むことなんですよ。顧問弁護士料ならいいですよ。委託料というのは仕事でしょう。顧問弁護士料というのは仕事にならないわけですよ。それと、なぜまた消防と市本体を分けるのか。

それから、次に65ページ、行革推進費の委託料です。総務省からこういう通達が出された中で契約はつくっているということでございますが、せっかく行革課、あれだけのスタッフをそろえてあるわけですよ。なぜそのくらいできないのか。ほかの項目を見ても、そうなんですよ。みんな委託、委託と。みんな何千万円も使っているでしょう。委託するなら何も行革課も必要ないわけですよ。行革課というのは、そういうことをするためにつくってあるわけですよ。

それから、次に67ページ、委託料の関係でございしますが、消防は特殊な健康診断も必要かも分かりません。しかし、そういう中で、消防だって旭市の一部署でしょう。むしろ消防を分けるなら、水道は公営企業の会計でやっているわけです。これに分けるべきなんですよ。昔からの流れの中でやってきたからかもしれませんが、そういう中で、先ほどちょっと答弁は、契約は市として一本でやった中で、あれは予算をただ分けているだけなのか、それとも契約は別にしているのかお尋ねします。

それから、次に一部事務組合の69ページ、約3億8,000万円、これは総合事務組合へ旭市として払っている。また、そのほかに中央病院へ2億数千万円払っているということですが、合計5億円からの退職積立金をやっているということで認識してよろしいですか。

それから、普通財産管理費備品購入費ですが、先ほど4台車を買うということでございます。これはいい、問題ないと思うんですよ。ただし、数年前、先ほど私が言いましたように、市長車、議長車を買う時はリースのほうがメリットがあるんだということ。今度は全然また答弁が違うわけですよ。やはりリースのほうがメリットがあれば、何で今回、幾ら長く使うからってね。では、この前は答弁が詭弁であったということになってしまうわけですよ。そ

の場しのぎの答弁はしないでもらいたと思います。もっと具体的に、ではその購入について、どういうふうに規定を設けているのか、その辺をお尋ねします。

それから、75ページ、企画事務費の委託料は独法のためということですから、これはしょうがないと思います。

そういう中で、79ページ、地方創生先行型事業委託料、いろいろありますが、先ほどこの効果として、旭市の将来を見据えた人口減少の克服と地域創生に向け、邁進することができた。これはこういう答えではなく、計画ができたということによろしいですか。改めて、それは答弁をいただきたいと思います。

それから、電算システム運用事業。電算にはかなり金がかかっているわけですが、私、毎回言いますが、使いこなせないものを使っている。そういう中で、ではこの経費が妥当かどうか、それについても、結局、市では分からない、コンサルを頼んでいるという中で、内田洋行という委託先が出ましたが、内田洋行というのはどういうところか私は知りませんが、こういう電算機のメーカーではないんですよ。それに何で頼むのか。安いとか高い、関係ないと思うんですよ。むしろやはりメーカーに直接頼んだほうが良いと思うんです。なぜそういうところと契約したのか。

それから、次に87ページ、コミュニティバスの件でございますが、新しく買ったバスは飯岡の路線だけだと。そういう中で、要は長い路線ですね。この路線対応を今後どうしていくのか。路線を短くしていくなら、トイレも必要ないでしょう。1時間半かかったら、当然生理的現象を起こすと思います。そんな中で、いや、バス、待っていてくれというわけにいきませんよ。そこでその人が用を足すとなれば、1日何本も走っていないわけですから、次が来るのに2時間も3時間もかかってしまうと思う。そういう中で、やはり利用者の利便性をどのように、バスの購入ではなく、路線も検討した中で答弁いただきたいと思います。

それから、89ページ、市バスですが、申し込み件数は分からないということですが、最初からもう市バスは使えないんだという認識が今かなりあるわけですよ。ですから、そんな中で、当然それは把握すべきだと思うし、それと市バスを使ったのと民間のバスはかなり差があるわけですよ。これでは利用者に不平等になるのではないかと思うんですよ、金銭的に。ですから、その辺、市民平等の原則に立った中でどういうふうにしていくのかお尋ねします。

それから、次は93ページ、合併10周年記念ですが、一体感とか何とか、具体的な答えが何ら出ていないわけですよ。ただし、その中で文言的にはきれいに書いてありますよ。実際問題、ではこれだけの経費を使ってやって、それだけの効果があるかということなんですよ。

今、行革をうたっている中で、先ほどの敬老大会のパン、飲み物のことではありませんが、やはりその辺を十分検討していただきたいと思います。

それから、97ページは省略しまして、次に113ページ、生活困窮者自立支援事業についてでございますが、118件があって9割が自立できたということですが、具体的にどういうふうに自立できたのか。そのため、どういう方策を、自立してもらうために具体的にどんなことをしたのかお尋ねします。

それから、敬老大会、125ページ、食糧費、パン、それから飲み物を再度復活したということでございますが、その中で従来1,700人いたのが今900人と半分くらいに減ってしまっているわけです。一旦減ったものは絶対復活できないと思うんですよ。いずれにしましても、せっかくの人集めをやるんですから、これをもとに戻すような方策がありましたら、お答えいただきたいと思います。

それから、159ページの看護学生の入学支度金貸付事業、13件あったわけでございますが、今後これをどういうふうにしていくのかお尋ねします。

それから、雇用促進住宅、現在79戸で59戸が入居しているということでございますが、いろいろな条件の見直しをしたようでございますが、ただし、未入居部分は何の辺なのか。上層階なのか、下層階なのか。

そういう中で、まだ20戸ばかり未入居者がいるわけでございますが、その対策をどういうふうに考えているのか。ただ条件だけで済むものか、やはり民間的な手法の中で家賃の引き下げとか、そういうものを考えているのか。

それから、次に275ページ、小学校の図書費の件でございますが、664万円交付税算入されているということでございますが、それを全額使い切っていないわけですね。その中で、まだ100%未満の、文科省の出している基準にまだ満たないということでございますが、それはどういうふうに考えているのか、予算の中で。

それから、あと305ページ、青年の家管理費。このぐらい市としてなぜできないのかお尋ねします。

それから、309ページ、公民館活動費。職員の研修を行ったとか、有意義な云々ということでございますが、同じような組織なんですよ。この公民館活動費の負担金だけでなく、ほかにもいっぱい小さな金額があるわけですよ。市にも負担金協議会とか何とかって、いや、市は金がないから負担金、補助金を減らすんだとやっている中で、市民いじめだけして、自分らのことはのうのうと残しておくわけですよ。それを今後どういうふうにしていくのか。

それから、次に315ページ、いいおかユートピアセンターのエレベーターの件ですが、エレベーターの管理費、ほかの場所と比べるとだいぶ安いわけなんです、そういう中で、このエレベーターの維持管理などはどこで交渉しているのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、16ページの税の関係ですけれども、なぜ固定資産税に法的な措置をとらないのかということですが、こういう滞納の方につきましては、あらゆる財産調査、不動産から預貯金、保険、給与等の調査を実施して、差し押さえ等を実施してございます。その中で、例えば不動産について換価の方向等を見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課も4点再質問がございました。これは4点まとめてというわけにはまいり……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） はい、分かりました。

まず、弁護士費用の件、59ページの関係ですけれども、先ほどもお答えしましたけれども、顧問弁護士はそのとおりでありまして、まず端緒となる法律相談、これを総務課が窓口になって顧問弁護士料として払っているということになります。

当然、個別の訴訟、それから和解交渉等、それぞれの事案ごとになりますので、これについてはそれぞれ、今回の消防に盛ってあるのは屠場での事故の関係でございましたので、消防費に盛ったということでもあります。この辺はその業務に含まれて関連するところできちんと最後まで処理する必要がありますので、そのように盛ってあるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、決算書65ページの2回目のご質問にお答えをさせていただきます。なぜ担当者で策定ができないのか、委託するなら課はいらないのではないのかというようなご指摘でございました。

こちらにつきましては、先ほども回答をさせていただきましたとおりでございまして、取りまとめる項目が多岐にわたること、また策定の期限が定められておりましたので、委託を

いたしました。ただ、策定に当たりましては、市の担当者が中心となりまして、庁内会議や外部組織の意見、また市で作成したデータなどを反映しながら策定を行っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 67ページの健診の関係であります。

消防と別契約になっていると。これはそれぞれが契約していますので、別に契約をしております。ただ、単価については、市として業者決定する段階で項目ごとに単価を決めておりますので、消防とは同一になっております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、消防については年2回の健診の実施があったり、検査項目数も異なるということで、実情に合わせて契約をしているということでもあります。これもどうしても一本化する必要があるのではないかということであれば、これはまた今後検討してまいりたいと思っております。

次の69ページうちのほうでございます。

先ほどの金額で中央病院へ出しているものと市が払っているもの、それを合わせて実際には5億9,730万円ほどになります。

ただ、先ほど説明の中で需用額案分方式になっているというお話をさせていただきました。その中では、市全体の退職手当の需用額というのは13億円余りという金額が出ております。その中で実質、市が払っているもの以外については減免されているという状況になります。それは積み過ぎていたものを減らしていくという、そういうことで総合事務組合、それから関係市町村との協議が調っているということになります。それが平成30年度まで続くということになります。ですから、総額としては、先ほど議員が質問されたとおりであります。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 決算書73ページの普通財産管理費の車のリースの件についてお答えをいたします。

申しわけありません。残念ながら、今のところ、リースにしようか、購入でいこうかという形をどう決めるかという規定のほうは作成しておりません。

前回のといいますか、リースで今購入して使っている車もございますが、その部分につきましては、短期の使用ということもありましたし、それを管理していく時のコスト等も考えてリースというのを選択したわけでございますが、まだリース期間途中でございますし、リース期間が終わった後の再リースということで、どのくらいの金額になるかということも検

証が済んでおりません。そこらあたりも含めまして今後十分その検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、79ページをお願いします。コンサルティング業務委託料の2回目の質問ということで、計画ができたということで理解してよろしいかというご指摘でございます。

ほぼそのようなことが中心で、このような表現になりました。地方創生に関する総合戦略ができ上がり、1年目の計上事業につきましては予定どおりできました。そのことがこのような表現になりました。若干誤解するようなことだと、今反省しております。そのような理解でよろしいと思います。

続きまして、81ページ、電算システムの運用事業の委託料について、内田洋行がメーカーではないのではないか、直接電算等のメーカーに頼んだほうが安く上がらないかというようなご指摘でございます。

この件に関しましては、先ほど説明しました電算の大きなシステムを導入するに当たりまして、コンペ等を行っております。ご指摘の内田洋行に関しましては、地方公共団体の電算業務をいろいろな所で広く受けている一つの業者さんでございます。内田洋行が、もちろんSE等をはじめ技術部隊を持っていますし、それらでメンテナンスをしながら動く一つの業者です。ですので、今また今年度見直しして、次の業者もまた内田洋行ということで決まりましたが、27年度の事業につきましては、今入っている電算の保守業者ということで1社の随意契約、そのような内容になります。

それと、87ページです。コミュニティバスの運行時間が長いような場合、生理現象というようなところにどう対応していくのか、もし路線の見直し等があれば、それらも含めて回答をお願いしたいということでした。

実は、トイレをつけるかつかないかの話は先ほど回答させていただいたとおりですが、路線の見直し等につきましては、今あるバスの台数でどれだけ効率よく、しかもどれだけ広くというか、要望に応えられるようにということで作成している路線です。一部循環路線で、これは右回り、左回りということがありますが、1時間半かかる長いルートがあります。これも最初から最後まで乗るというよりは、時間を考えていただいて近いほうの循環のほうを考えていただければいいんですが、いずれにしても生理現象というのは長い短いも関係なく

催すものなのかなというようなことも考えますと、トイレについてはやむを得ないかなと思います。

あと、もう一つ、路線の見直しに関しましては、答弁が長くなりますが、地域公共交通網計画というのを来年度実施したいというふうに考えています。これは路線バスだけではなくて、いわゆるコミュニティバスだけではなくて、デマンドバス等も含めて検討に入りたいというふうに思っていますので、それらをあわせた中で今のコミュニティバスのあり方等も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から89ページの市バス運営事業についてお答えします。

市バスの申込者について把握するべきではないかと、利用者や利用できなかった人について不平等ではないかというご質問だと思います。

市バスの利用の仕方について簡単にご説明させていただきたいと思います。

市バスにつきましては、市のバスですので、市の行事や市の事業、そういったものに利用することを基本といたしまして、前年度に各課、また各学校に要望調査を行いまして、前年度中に当該年度の市バスの利用の調整をします。そして、その調整後、空いている部分について貸し出すという形になっております。貸し出しにつきましては、市バスの使用要綱に基づいて、市の関係団体が実施するものについてお貸ししているという状況となっております。また、関係団体に貸し出す場合も、まずお話がありまして、日程等をお聞きして、空いている状況をご説明しながらお貸ししているという状態となっております。

あと、使える方、使えない方、不平等ではないかというご質問ですけれども、市のバスは2台ですので、また貸しバス業でもございませんので、市の行事であれば、当然各課に必要な台数を予算計上していただいて必要台数をとっていただくという形になっておりますので、たまたま空いている時に使えるという方は確かに使えますけれども、利用の日程でもって埋まっている部分については使えないという形に現在のところとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、93ページの旭市合併10周年記念事業につきましてお答え申し上げます。

合併後の10年を振り返るといふこと、これは市の歩みを再確認できたのではないのかなど、そのように思っています。当然、ここでのまちづくりに貢献された方々を表彰すること、それはやらなければ、そこで表彰がないということになります。やはりその中できちんとリストアップをしながら、次のため、次の日のため、歴史を振り返るためにも10周年というのは意義があったのではないか、そのように思っています。さらに飛躍できる旭市を築いていくための決意をし、内外に示したものということを感じています。

今回、合併10周年事業は、他市と比べまして非常に質素に、費用をかけずに実施できたもの、そのように考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、決算書113ページの生活困窮者の自立支援事業についての再質問についてお答えいたします。

9割が自立につながったという、具体的にどのような自立につながったのかということについてお答えいたします。

この自立相談支援事業というのは社会福祉協議会に委託しておりまして、支援員が4名対応して、それぞれの相談に乗って対応しております。相談の内容も多岐にわたっております。

代表的なものを申しますと、失業して住居を失ったというような方、また失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするを条件に、一定の家賃相当額を支給するというのもございます。あるいは、家計の相談支援事業といたしまして、家計状況の根本的な課題を把握して相談者がみずから家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、支援相談あるいは関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせん等を行ったところでございます。そのほか、就労準備支援事業といて、社会とのかかわりに不安があるとか、他の人とのコミュニケーションがうまくとれないとかといった直ちに就労が困難な方に、半年から1年間プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行うというようなこともしております。それぞれいろいろ相談の悩み等ございますが、相談の内容としては、だいたい以上なところでございます。

それと、次に敬老大会で、パンやお茶を廃止したことによって参加者が少なくなったと。それをもとに戻すような方策はというようなことでございますけれども、取りあえずパン、お茶については継続的に今後とも実施したいと思います。

あと、敬老大会の内容についても、今現在、文化協会さん、それと市内の保育所さんの児

童の演技等をやっておりますけれども、それらについてもさらにもう一度検証しまして、充実に努めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、159ページになります。看護学生の入学支度金貸付事業について、今後これをどういうふうにしていくかという再質問でございます。

先ほども答弁申し上げました、27年度からスタートした事業ということで、1年目の実績はまだ上がったばかりです。実際、この制度がどのように定着していくか、それから今後のニーズ等を見ながら、しばらくはこの形態で進めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 245ページの雇用促進住宅管理費の中で、まず未入居部分ということでございます。上の階と下の階で違いがあるかということかと思えます。

見ますと、際立った違いというのはないというふうに思っております。具体的には、一番上の階で16戸の中で6戸が未入居、一番多く入っている所では3戸が未入居というような状況でございます。

それと、家賃の引き下げを考えないかというご質問がございましたが、今すぐに家賃の引き下げということは考えておりませんが、住宅を譲り受けてから6年近くたっておりますので、今後その見直しをするかしないかということも含めまして検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 275ページでございます。

図書標準が未達成の学校に対して予算上どのように考えていくのかという再質問でございますけれども、平成27年度の予算としていただきました600万円につきましては、これまでも各校の整備率の違いを考慮しまして、整備率の低い学校に対しては予算を多く配当するようにはしてまいりました。そして、その差の解消に努めてまいりましたし、今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 305ページの委託料の関係でございます。

アスベストの分析調査、市でできないのかというようなご質問ですが、アスベストにつきましては、人体に有害な物質であります。それゆえに専門的な知識、そういったものがようになってきますし、分析調査に必要な設備機器などもございませんので、一般的には業務委託に出すというようなことで考えております。

次に、309ページであります。

負担金の関係でありますけれども、同じような組織ではないのかというようなことと、今後どのようにしていくのかというようなご質問でございますけれども、現在、各協議会ごとに研修あるいは調査、こういったものを進めておりますので、現段階では各協議会ごとの負担金が必要であるというふうに考えております。今後につきましては、各協議会の中で検討が進められていくのではないかなというふうに考えております。

それと、315ページであります。

エレベーターの委託料、よそと比べて安いというようなお話と、どこへやっているのかというようなご質問でありますけれども、まず同じ公民館系統の中で干潟公民館が、このユートピアに比べまして倍近いような業務委託料の金額であります。この内容につきましては、いいおかユートピアセンターで行われております点検に加えまして、保守、こういったものもあわせて業務委託をしているところであります。保守の内容といいますと、消耗品の交換、こういったものを含んでの業務委託となっております。

それと、保守委託の業者でありますけれども、建設当時、エレベーターを設置した業者であります三菱電機ビルテクノサービスというところに委託をしているところであります。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、3回目の質問のページ10。

いろいろ問題があるからということで、結局、不納欠損、それから滞納の分、答弁いただけないわけですが、守秘義務というのは私も承知しております。そこで、名前を出さないで金額だけ、なぜ答弁できないのか。それは法的にどうなっているのか明快な答弁をいただくと同時に、例えばこれを今差し押さえして競売ということになりますと、幾ら市役所で隠していても、これは必ず名前も出るわけなんです。やはり開かれた行政という中で、それだけは出す必要はあるじゃないかと思うんです。そんな中で、これは実務担当者の中で、副市長にその理由、市長でもいいです。では、市長に、なぜ出せないのか具体的に答弁いただきたいと思います。そういう中で、また、この差し押さえをしているということですが、市民税の差し押さえというのはなかなか大変なんです。しかし、不動産の差し押さえは簡単なんです。物があるんですから。そうでしょう。それで、何らまだ使用には支障ないわけです。

いずれにしても、毎年これだけの不納欠損を出す、それから滞納がこれだけある中で、それはあんた方が出せないということは、逆に職務怠慢なんです。それなら、なぜ出せないのか。

では、この前、書類で全部滞納から何から出ているわけですね。その時は、その時の担当職員が守秘義務違反であったのかどうか。守秘義務違反をしたのであれば、当然それは処罰していただかなければならないと思うんです。

次に、67ページの委託料、職員の健康診断の件です。

予算、決算ということであれば、本来なら全ての課にこれを課するのが本当だと思うんです。事業主がやるということであるから、一本で総務課で出してあると思うんです。それなら消防は別組織なのかどうか。なぜ一本化しないのか。

それから、あと69ページ、一部事務組合負担金、この退職金の関係、60億円をアップに、それ以上拠出してある行政、免除するということですが、あと幾らくらい免除されるのか、それをお尋ねします。

それから、あと電算システムの関係ですが、コンペで云々かんぬんと言っていましたけれども、これは市が十分承知、理解した中でこのコンペをして、それでこれがいいということを決めているのか、それとも前々から電算は分からないからコンサルを頼んでいるということですが、市が十分理解した中で電算をこの機種に決めているのか、それともコンサルが決めているのか。

それから、あとは113ページ、生活困窮者の自立支援事業。本来なら、これは市でやるべ

きだと思うので、それを社会福祉協議会にお願いしているという中で委託料を出していると思うんですが、旭市は他の自治体から比べたら職員がずっと多いわけです。そんな中で、この何とか委託料というのが幾らでもあるわけですよ。これもやはり人件費の部分なんですよ。皆さん方はそういう考えは全然ないでしょうけれども、本来なら職員がやるべきものを、全て委託で何だかんだ出しているわけですよ。これからはこういう委託事業をなるべく減らしてもらい、それがやはり経費の削減になると思うんです。金がない、ないって、インフラ整備、道路、これから17年もって、まるっきりおかしな話なんですよ。

それから、あとは245ページ、雇用促進住宅の関係。一般の不動産の賃貸業にしたら、これだけ空き室をつくるということは考えられないわけですよ。そういう中で、やはり企業感覚に立った、民間感覚での料金設定にでもしてもらって、それで全戸に入ってもらい、そういうことに対してどういうふうに対処するのか。

それから、275ページ、先ほどは100%に満たないところにある程度予算的に配分するということですが、子供の教育の向上、そのためには学校を改修するより何より、やはり教育に金をかけていただきたいと思います。

それから、305ページ、青年の家の管理費委託料。このアスベストということは、単年度、27年度だけなのかお尋ねします。

それから、あと309ページ、公民館活動費。いろいろ理由はつけているわけですが、しかし、旭市にも負担金協議会とか補助金審議会とか、そういう組織があると思うんですよ。そういう中ではどんどん削って行って、自分らのことはまるっきり頬かぶり。やはりこういうこともこれからは是正していくべきだと思うんですよ。5,000円、6,000円の負担金、補助金で何ができるか。できない事業に何も負担金、補助金を出す必要はないと思うので、そういう中で、市としてそれができると思うんですよ。その協議会に、うちのほうは出せませんよと言うことはできると思うんですよ。その辺、十分認識した中で、この負担金、補助金、適正に使われるような補助金、負担金にしてもらいたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 高橋議員の質問でございますけれども、先ほども申しましたように、税別に申し上げるということは、そのの部分に占める割合が結構高くなっております。そのことによって、何度もお答えしていますように特定されるおそれがあるということで、数値は差し控えたいということでもあります。

なお、前に数値を出したということでございます。ちょっと調べさせましたら、24年度決算の数値が、確かに議員の請求で提出してあるようです。その時は、例えば市民税、固定資産税と個別ではなくて、市税で幾ら、国保税幾ら、そういう形で示しているということですので、特定にはつながらないというふうに判断したものと私は考えております。

あと、競売にかければ分かるのではないかと。確かに、そのような時点になれば、どこであるか、何であるか、金額は幾らかというのははっきりすると思います。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 税務課長。

○税務課長(渡邊 満) 今、合計したやつが手元にございませんで、後ほどということでもさせていただきますと思います。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 副市長。

○副市長(加瀬寿一) 同じような話になりますが、基本的なものをもう一度私の口から言わせていただきます。

税目別に最高額をという話でした。最高額の滞納額。そうしますと、うちのほうは大都市でもございませんで。このぐらいのところだと……

(発言する人あり)

○副市長(加瀬寿一) ああ、マイクが。

大都市ではございませんで。かなりの額の数字があるとかないとか、そんな例えば憶測が憶測を呼びまして、これは議場ですので、数字も議事録も必ず残ります。録音ももちろん入っています。それが個人情報保護の保護に関するところから、これはまずいということで、これは議会の審議の中での発言といいますか、回答は差し控えさせていただきますということで税務課長が当初から説明をいたしました。

それと、例えばこの最高額のところ、何点か状況をお話ししますと、例えばその額のまま数字が止まっているというものでもございませんで。市としてできるもの、例えば滞納処分なり差し押さえできるものはやっております。それで、滞納額減少に動いているものでございます。これからも、今も担当のほうはそれの解消に向かって交渉等を進めております。そんな観点からも、この数字を出すことが適正ではないというような判断で、個々の数字は控えさせていただきます。

前の守秘義務の関係等々ですが、トータルの数字で問題ないというふうに出したものだと思われま。個々を特定できないという判断だったと、そのように思っております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（平野忠作） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 今、高橋議員のほうから開かれた行政というお話ですが、決してこれは私どものほうで旭市として、行政として隠蔽しているとか隠している、そんな判断ではございません。出せるものは出しますし、これは出してはまずいというものは出さないほうが、旭市のために私はいいと考えております。

議案の質疑ですので、この議案そのものが承認または未承認、その大きな判断にここ一つがかかわることだとは私どもは考えておりませんので、これはひとつご理解いただいて、冷静な判断でいていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、67ページの人事管理事務費の職員の健診の関係でございます。

一本化できないのかという話で、再質問の時にも一本化できるよう検討するという回答を差し上げたところであったんですけども、それまでの経緯ということで、検査項目も若干異なるということもあったと。それから、日程の調整や実施する内容を調整する必要もあったということがあって別契約になっていた。ただ、これまでの経緯とすれば、市部局と消防は、あわせて同一業者を決定しています。ですから、単価が一緒だということになります。項目が若干違うということでもありますから、その辺はできるということであれば、あわせていくことも必要なのかなと考えますので、よろしくお願ひいたします。

それと、一部事務組合の負担金、退職手当、これからもあと幾ら免除されるのかということでございました。

実は、高橋議員ご存じのとおり、地方独立行政法人に中央病院が移行したことから、総合事務組合に対しまして相当積み増しになっている部分については、一部返還があるということになっています。これは11月に総合事務組合の議会が開催されまして、その段階で数字的なものは決定されると思ひます。そうしますと、ある程度の額、相当の額と言っていいのかもしれないけれども、それが戻ってまいります。それは市の会計を経由して、また中央病院のほうに戻す必要があるんだろうと思ひます。そうしますと、その後で、これまでの需用

額案分方式の再計算がなされるのかどうかによって、免除される額は変わります。市部局として、旭市としてまだ残っておりますから、その段階でもプラスになっておりますので、若干の免除される部分はあるんだろうと思います。ただ、その額を今ここで幾らというのは申し上げることは難しいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 決算書の81ページになります。電算システム運用事業ということで、業者決定の際、市は十分理解した中で決めているのか、それともコンサルが決められているのかというご質問です。

企画コンペに関しましては、市の内部で選定委員会というものをつくっています。その選定委員会の中で各業者さんが提案されたものを聞き取りまして、十分かどうかというのは別としまして、それを理解して選定しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、3回目のご質問で、決算書の113ページ、生活困窮者の自立支援事業について、職員が多いのに、なぜ社協のほうへ委託するのかというようなことでございます。

生活困窮者の相談については、かなりの相談が、以前この事業が始まる前までは市のほうに来ております。生活保護以外でもいろいろな相談を受けております。この事業を去年から始めているわけですがけれども、相談内容に適合した振り分けを行うことでスムーズな生活保護の事務に大きく役立っているというように市のほうとして考えているところでございます。

また、これを市が直営でやりますと、国のほうの補助がつきません。委託になりますと、国のほうから4分の3の事業費に対する補助が来るような制度でございますので、そういうのもありまして、社会福祉協議会のほうへ委託しているものでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 決算書245ページの雇用促進住宅の中での全戸に入るように対処する方法はというご質問でございます。

先ほども申し上げましたけれども、この住宅、古いは古いんですけども、上の階と下の階で際立った違いはないという状況の中で、家賃も2万八千幾らということで、そんなに高くないと思っております。入居は随時募集をしておりますけれども、実際のところはそんな

に入っていないという状況が見受けられます。したがって、家賃については今後考えるということもあろうかと思いますが、今のところはすぐということはありません。ただ、広報での募集等、それにつきましては引き続き鋭意進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 275ページ、学校図書館図書に関してでございます。教育の内容にもっとお金をかけてほしいとのご意見をいただきました。

ご心配いただきました学校図書でございますけれども、授業等で必要となる図書につきましては、市の図書館の図書、そしてほかの学校の図書館の図書、そういったネットワークの中で団体貸し出しを受けまして、支障がないように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 305ページの委託料でありますけれども、アスベストの分析調査委託につきましては、隔年で実施をしているところであります。

次に、309ページの負担金の関係でありますけれども、適正に使える負担金であるようにということのご意見であります。これにつきましては、各協議会の役員会あるいは総会の中で今後とも検証をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、第2号議案、363ページ、国民健康保険税収入未済額についてお尋ねします。

現年課税額の40%を上回る収入未済額が9億1,000万円ほどあります。なぜこんな金額になるのか。そういう中で、やはりこれも保険税ですから、税と同じように一番古いもの、それから欠損額で一番大きいもの、また未済額で一番大きな方、これをお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 363ページ、国民健康保険税の収入未済額についてでございますが、残っている一番古いものということで、平成8年賦課分がございます。

それと、なぜこれだけの未済額があるかということでございますが、国民健康保険税ということで生活困窮者の方、低所得者の方、そういう方が多いということで、それとまた修正申告等を行いますと、さかのぼって国保税が賦課されると。それが大きな額だと、その時は収入があっても、納める時には収入がないというようなケースがございます。

それと、最高額ですけれども、こちらについては特定できないということで、最高額は約400万円でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） ここで暫時休憩をいたします。

しばらくお待ちください。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○議長（平野忠作） ここで会議を再開します。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 不納欠損の最高額というのは、今手元にございませぬので、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 結局、収入が少ないから、それから納税の申告を改めてしたからということでございますが、しかしながら、収入が低い高いによって、この税額が決まっているわけでしょう。これは低いからって、高くしないと思うんですよ。収入によって、この納税額は決まっているわけですよ。そういう中で、9億円といったら現年課税の何割になりますか。こんなに不納欠損、滞納があるということは、税の平等からしたら全く不平等だと思うんですよ。

そういう中で、今、税の徴収を、忙しい人は休日納付をやっています。納められない人が果たして来ますかね。やはり皆さん方は賦課する、そしてそれを徴収する、これは業務ではないんですか。みんな、最終的には不納欠損にしてしまうから問題で、例えば自分の立場に立ってやった場合、こんなに多くの不納欠損、それから滞納が起きますか。いずれにしても、よく商売で言うんです。売るのはばかでもできる。しかし、回収して初めて商売が成り立つというんですよ。

そんな意味で、今度は行革で税までやるということになっていますが、市長もその辺どういうふうに考えているか、市長にも答弁いただきます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、収入未済額、かなり多いという思いはするところでありまして、そのことを少しでも改善していかなければと必死で、徴収対策室、そういったものを中心に徴収に努力をしてもらっているところでありまして、少しずつではありますけれども、未済額、滞納額、毎年減少しているのが事実でありますので、そういった努力も理解をしていただければ、そのように思っているところであります。

○議長（平野忠作） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 滞納に関しまして、先ほどの市税でも同じでございますが、それこそ徹底的な財産調査をやって、担税能力のある者には必ず納めていただくということで、課員一同努力しているところでございます。また、担税能力のない方は、正直な話、不納欠損ということで、それも調査の上でやっていかなければならないことなのかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） やはり平等という意味合いから、もっと徴収を徹底してやっていただきたいと思いますよ。先ほども何回も言うように、結局、これは皆さん方の給料のもとになっているわけなんですよ。

それと同時に、今、市長は徴収対策室という話がありましたが、それはどこにあるのか。そんな中で、税金というのは税務課が課税して徴収する、これは通常業務なんです。それで、例えば対策室が税務課であればいいけれども、ほかの課にあった場合、そのほかの課で徴収しているのか、税務課で徴収するのか、ほかの課にその徴収対策室があつて、税務課で

幾ら努力したって、努力したってというより、結局、例えば行革課にあつて、税務課で一生懸命徴収した。その功績はどこになりますか。税務課ではないでしょう。そうなったら、一般的に税務課で一生懸命やりますか。行政改革課の、ただ手柄になってしまうわけです。そんな中で、その徴収対策室はどこにあるのか。

それから、今後税収を上げていくためにどういうふうにしていくのか、具体的にお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 徴収対策室という部署はないわけでありまして、行政改革推進委員会、行革の中で徴収対策を総合的に推進しておこうというようなことで、室というような形でやっているわけでありまして、どこの所管課に置くということは、行政改革推進課において全体的な税の徴収について判断をして、皆さんに努力していただこうと、総合的な判断の部署が徴収対策室ということにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとまた、健康保険税の未納額、未済額が多いということの中では、資産税、そういったものが前に、四、五年くらい、五、六年くらい前でしょうか、見直されたというようなこともありますし、本当に重税感というものがなくなるといふような形でやるといふことも、改めてこれから課題として検討していかなければならないのではないかなと、そのように思っているところでありますので、議員の皆さん方からも、ぜひ建設的な、前向きな意見をいただければありがたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今後の徴収方針ということでございますが、先ほどから申し上げますとおり、現行どおりに徹底的なる財産調査、不動産、それから預貯金、生命保険、それから給与、あと場合によっては搜索に入り、そういうものを家の中で探すというような方策も今後も引き続き進めていきたいと考えております。

また、滞納者という方で担税力がないという方に関しましては、今後生活改善ということで、納付相談の中でも生活状況を聞いて、こういう部分を切り詰めてはどうかとか、生活の見直しを指示するような、お願ひするようなことも進めておりますので、引き続き収納率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） ただいま高橋議員のほうからの行政改革推進課の中の徴収対策室の関係ということで、お話がございました。

徴収対策室の中では、徴収対策会議というのを、税であるとか市債権のほうの担当課が月に1度徴収対策会議というのを実施しまして、今月の取り組み状況であるとか、先月の結果であるとか、そういうのを報告し合いながら、収納率の向上であるとか、滞納額の縮減、そういうものに努めているというところがございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 先ほど不納欠損額の最高額はというご質問でございますが、大変申しわけありません。これは電算で検索し直さなければ数字として出てきませんので、きょうの回答にはならないのかなと。ただ、件数的に何件あって幾らというだけで、最高額というのは特に算出しておりません。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、第5号議案の491ページ、使用料及び手数料について、また繰入金についてお尋ねします。

歳入の2割にも満たない使用料収入、そして接続世帯は相変わらずの50%台。接続率向上

のため、使用料などを含めた中で、どのような検討をしているのか。

また、繰入金は3億5,000万円と歳入の半分以上。接続戸数1戸当たりでは220万円。事業効果で生活環境の向上が図られたということですが、財政が厳しい中で繰出金の削減などをどのように検討しているのかお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 決算書491ページ、下水道の使用料及び手数料、繰入金についてご回答申し上げます。

確かに、まだ普及率は大変低いところでございます。私どももこの普及率向上に向けまして普及促進を図っておるところなんですけれども、いろいろ交渉している、お願いしている中では、接続できない理由といたしまして、切り替え工事費がなかなか負担できないですとか、今持っている排水施設で特に大きな不便を感じないというようなところで、新たな接続がなかなか増えていかないというようなところでございます。

料金の関係なんですけれども、全体的には27年度決算で26年度決算を下回ってしまいました。これにつきましては、若干ではございますが、一般家庭の接続は増えている中で、全体として下がってしまっているというような結果もございます。

あと、繰入金の関係なんですけれども、これも例年3億円以上の繰入金ということになっております。こちらにつきましては、今まで整備いたしました借入金の償還が今後も継続いたしますので、これに伴いまして、繰入金に依存する傾向が続くのかなというふうに思っております。そんな中、長寿命化計画を策定するですとか、施設の適切な管理というところで経費の削減に努めながら、なるべく繰入金を削減できるよう努力したいというふうに考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 生活環境の向上といいますと、公共下水道以外ですと、排水先が道路側溝ですとか、水路ですとかというような形になります。それが、公共下水につないでいただければ、そういう雑排水が全て道路側溝や何かに入らないということで、においの関係ですとか、虫の発生ですとか、その辺では環境の向上につながっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 旧態依然として、ほとんど接続が増えていないわけですよね。それに対して、どういうふうに推進して歩いているのか。

それから、今、工事費が高いからといって、加入金というのは旭市では強制的に取ってしまうわけです。工事費は幾らもかからないわけです。なぜ加入しないのか。皆さん方は独占企業的な考えでいるわけですよ。しかし、水道なんかと違って、下水道は合併処理浄化槽というのがあるわけですよ。では、合併処理浄化槽と下水道、どちらが経費が安いかといったら、誰だって計算するでしょう。それで、このままいったら合併浄化槽だって、下水道だって、だいたい壊れるのは同じぐらいなんです。そうすると、結局、下水道に加入して接続しない人は、ただ取られてしまうわけですよ、市に。やはりそれをいかになくすか。そんな中で、これだけ経費を使っている下水道をどれだけ利用してもらうか、まずそれが課題だと思うんですよ。

そして、毎年3億5,000万円ですね。これは本当に下水垂れ流しですよ。これは、旭市が合併しなかったらどうなんですか、市長。市長にもこれは答えていただきたいと思いますが、今、人口、旭市が約7万人、それで税収が約70億円、単純に計算しますと旭市4万40億円。その中で、3億5,000万円をどぶへ捨てたら、旭市はパンクなんですよ。そうでしょう。だから、接続してもらって利用率を上げて、今度は利用収入を多くもらう。利用収入が増えれば、市からの繰り出しが少なくなるわけなんですよ。そういう中で、まず市長、どういうふうに考えているか、それを市長に答えていただきたい。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 接続率の向上、これはもう本当にやらなくてはならない至上命令ということで、下水道課にも十分通達はしてあるわけでありまして、それにしましても、例えば合併浄化槽、まちの中心部の方々はまた違った排水施設があるというようなことの中で、なかなか接続をしてもらえないというような部分で聞いておりますけれども、接続率の向上、それにしても6,600人の下水道エリアでありますので、恐らく全員が接続、つながったとしても赤字は避けては通れないというような思いでいますけれども、そんな中で、私も従来から下水道事業を進めてきた所を、一応エリアを広げないで202ヘクタールで、これで打ち切りだというようなことで進めてきたところでありまして、その中で下水道課の皆さん方にも

本当に真摯にそういった部分を、3億5,000万円、年間維持管理費がかかるということの中で、それを少しでも少なくしていけるような努力を進めて、接続率のアップをやっているというように思っていて一緒にやっておりますので、その辺はよろしくご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) エリアの中で接続をしていない方々に協力をしてもらおうという以外はないと思います。下水道料金の引き下げとか、使用料の引き下げといたら、いろいろな問題も出てくると思いますので、そこは担当の課でよく研究をして、向上策を練っていただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長(平野忠作) 下水道課長。

○下水道課長(高野和彦) お話のございました普及促進をどのようにしているんだというところなんですけれども、実際に一番効果が上がるのは、戸別にお伺いしてお願いに上がるのが一番効果があるのかと思って、戸別訪問でお願いをしているところでございます。これにつきましては、平成25年度までには年平均100戸当たりのご家庭を訪問いたしまして、お願いをしていたところですが、平成26年度、平成27年度につきましては、これを倍にしまして、二百二、三十戸、250戸の家庭訪問をさせていただきまして普及促進のお願いをしているところですが、この数を増やただけで比例して水洗化率が上がっていくかということ、そのとおりにも上がっていないのが実情なんですけれども、いずれにしましても、これからも普及促進に向けて努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(平野忠作) 高橋利彦議員。

○21番(高橋利彦) 歩いて云々という話、それは大変ですよ。しかし、要は答えなんですよ。幾ら歩いたからって、実績が上がらなくては何にもならない。

それと、市長、先ほど合併浄化槽が云々と、あるからと言いましたけれども、これは当初からその地域に合併浄化槽はついてたと思うんです。その中で、法的に網をかぶせて、合併浄化槽があろうか何があろうか、下水道をやったわけでしょうよ。最初から合併浄化槽のある人は入らないということなんですよ、普通であれば。そんな中で、幾ら歩いてお願いしたって、誰だって、高いほうをやりますか、一般的な感覚で。やはり企業的な、一般的な考えでなくては。皆さん方は、ですから、独占企業的な考えでやっているからなんですよ。まず、合併浄化槽と同じような使用料にしなくては無理なんですよ。それにおいて、使用料が

上がれば、市も繰出金が少なくなるわけでしょう。ですから、その辺の基本をどういうふう
に市長は考えているのか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） その辺のことについては技術的なことで、どのような方法が一番普
及率のアップにつながっていくのか、まず所管の下水道課に十分研究をさせて、少しでも接
続率アップにつなげていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） これで一応終わりです。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 一応終わりですけれども。

次に進めましょう。きょうはちょっと遅れていますので、よろしくお願ひします。

高橋利彦議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第8号、病院事業会計の決算についてであります、決
算書の1ページ、第1項医業収益と、2ページにございます第1項の医業費用について質問
をいたします。

医業収益についてでございますが、316億5,117万7,848円は平成26年度決算と比較して4
億円程度増収となっております。昨年度から外来患者様に対して院外処方に移行しております

が、収益増の原因と、院外処方にした影響額がどの程度であったのかお伺いをいたします。

また、医業費用についてでございますが、316億4,869万1,477円については、昨年度と比較して約2億円程度増加しています。これも院外処方にしたことにより薬剤費用も減って、経費も減るものと思っていたのですが、経費増の要因と薬剤の購入による影響額、それと薬剤師の人数、平成26年4月現在と直近の人数についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、高埜病院経理課長。

○病院経理課長（高埜正人） それでは、まず医業収益のほうからお答えいたします。

医業収益につきましては、入院収益、外来収益、これが主なものになるわけですが、ご指摘のとおり院外処方に移行しておりますので、まず外来収益に関しましては7億800万円ほど減額となっております。

対しまして、医業費用のほうなんです、やはりこちらも院外処方を行っておりますので、まず薬品費が対前年度で6億円ほどの減額となりました。一方で、診療材料費、薬品と関係ない部分なんです、診療材料費、こちらは入院の患者さんが増えたりということもございまして、診療材料費のほうで3億6,000万円ほど増額となっております、医業費用といたしましては、前年度に比べると2億700万円ほどの減額というところにとどまっているという状況でございます。

薬剤師の人数なんです、大変申しわけございません。ただいま26年度と27年度の比較が手元ございません。申しわけございません。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、再質問で、まず医業収益についてでございますが、患者数の増加などがあります。しかし、薬を院外処方に移行しても、さまざまな要因で収入は増えている状況です。現在、院内処方を行っているのは入院患者に対してのものか、現状を具体的にお伺いいたします。

次に、医業費用についてであります、院外処方にした場合、経費が少なくて済むと思います。事前の説明においても、院内処方では収益が上がらないため、院外への移行を決めたとのことが説明でございました。薬剤費の購入や薬剤師の確保は減少していると思うのですが、その点について、薬剤師の人数は今分からないということですが、ほかの部分で詳細がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、高埜病院経理課長。

○病院経理課長（高埜正人） お答えします。

まず、院外処方を実施しておりますのは、入院ではなく外来の患者さんのみでございます。入院の患者さんに関しましては、引き続き院内のほうで対応しております。

院外処方に関しての費用なんですけど、実際に薬剤師は、確かに外来調剤を行う業務そのものは減っているんですけども、現在、薬剤師の本質的な業務と申しますか、チーム医療と言われておりますけれども、外来の調剤をすること以外に、薬剤師本来業務としては、入院患者さんに対してきちんと薬剤管理を行うということで、病棟のほうの業務をその分、代わりにやっていただくという体制をとっておりますので、基本的には院外処方に移行したので、薬剤師をリストラしたとか、やめていただいたということはございません。院内の中で吸収して、ほかの業務に対応してもらっているというのが実情でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、院外収益についてですが、通院されている外来患者さんの中でも一部院内処方を行っているということでございますが、事前の説明では、順次院外に移行すると説明を受けたように記憶しております。類似病院においても全て院外に移行したという話をよく聞くんですが、効率よく患者さんに対して診療等が行えると思うので、そのような取り組み、今後どのようになっていくのかお伺いしたいと思うのと、また最後に、医業費用についてのほうですが、入院患者さん以外を院外処方に移行すれば、経費も削減ができ、医師確保のためにそのような財源を投入することができるように考えるのですが、その部分に対してお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、高埜病院経理課長。

○病院経理課長（高埜正人） お答えします。

まず、院外処方を全てやらないのかというご指摘に関してですが、現在、病院の中でまだ対応している部分に関しましては、抗がん剤ですとか、あるいはH I Vの薬ですとか、比較的難病でしたり、ちょっと高度なお薬に関して、一気に門前薬局さんのほうにお出しするところでは好ましくないだろうということで、難しい部分、極めて重要な部分に関しては、今現在は院内で引き続き対応させていただいているという状況でございます。こちらに関しても、ご指摘のとおり効率よく外部に出す、院外に出すということが重要だということは課題認識としてはこちらでも認識しておりますので、そこに関しましては、体制を引き続き検討

していくということになるかと思えます。

続いて、院外処方にして費用の効率化という点に関しましては、確かに薬剤師の配置転換等で、実際には費用はそれほど減っていない。薬品費は減りましたが、それ以外の費用は減っていないという部分もございますが、これに関しまして、それに関連する薬剤師以外の周りのサポートするスタッフですとか、SPDの委託の部分等々、そのあたりについての削減というのは今後の課題で検討していきたいと思えます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、8号議案について質問します。

まず、1ページの第2項医業外収益、第10項特別利益についてであります。

当初予算に組まれた金額と同額になっています。そして、これは平成26年度決算と全く同額になっているわけですが、この内容についてお尋ねします。

それから、5ページ、医業費用について、給与費であります。前年比6億6,000万円も上がっていますが、この要因について。

それから、11ページ、流動資金、医業外未収金についてであります。この2億4,200万円の内容について。

それから、13ページ、利益剰余金、退職給付積立金についてであります。8億9,000万円積み立てされていますが、何年度から積み立てしているのか。それと、総合事務組合に加入しているのに、なぜ積み立てしなければならないのか。公営企業会計上、どのようなになっているのかお尋ねをします。

それから、33ページ、医業外収益、長期前受金戻し入れについて、この内容についてお尋ねします。

それから、27ページ、経費の中で医師確保対策費についてであります。1,800万円とありますが、委託費にも医師確保の関係の予算があるのか。あれば、その金額についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（平野忠作） 議案の質疑は途中ですが、ここで午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時25分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、高埜病院経理課長。

○病院経理課長（高埜正人） お答えに先立ちまして、先ほど林議員のほうからご質問いただきました薬剤師の数につきまして、今調べましたので、先にそちらをお答えいたします。

まず、平成26年4月の時点ですが、常勤職員薬剤師61名でした。それが平成27年4月の時点では58名、そして院外処方を実施した後の今年の4月の時点では52名という形になっております。昨年4月と今年4月では、純粋に6名の減と。ただし、これは院外処方によって退職してもらったということよりは、自己都合による退職ということになっております。

以上です。

では、引き続きご質問にお答えいたします。

まず、1ページ目、特別利益につきましてですが、決算額2億1,356万6,000円、これはどういうものかということですが、平成26年度の総合事務組合退職手当負担金に関する制度改正に伴いまして、市の負担額縮減分としまして、病院に繰り入れていただくこととなった金額を計上しているものでございます。ですので、26年、27年と同額になっているものでございます。

続きまして、5ページの医業費用について給与費ということで、6億5,000万円ほど増額になっているというこの内訳についてですが、主な原因といたしましては、医師が増員したことによる給与の増、2つ目に標準報酬制度改正に伴って法定福利費が増額となったことによるもの、そして3つ目としましては、看護師の夜間看護業務手当の拡充を行いました。この影響。そして、4つ目に給与のプラス改定があったと。この主に4つの原因によって給与費が6億5,000万円ほど増額となりました。

続きまして、11ページ、医業外未収金2億4,200万円、この内訳ということなんですが、こちら医業外未収金ですので、医療とは違う部分が対象になるんですが、平成27年度の収益となるもののうち、3月31日の時点で現金としてまだ入金になっていないものを指しております。主なものとしましては、国県からの補助金、これで9,500万円ほどございます。そのほか介護老健施設の介護保険料及び利用者負担分で8,000万円程度、そして特別養護老人ホームの介護保険料3,100万円ほどになっております。

続いて、13ページ、退職給付積立金ですが、これはいつからということですので、まず平成25年度と平成26年度に積み立てを行ったものでございます。

平成26年度から地方公営企業会計制度が変更になりまして、退職金組合に加入していても、必要に応じて退職引当金というものを計上することとなりました。計上する場合には、その期末におきまして退職金必要額に対して組合に支払った負担金の累計額、これは支払った額ともらった額の差し引きのどれだけプラスになっているかというその累計額なんです、それらを比較して、その分が不足しているという分に関しては、引当金というものを計上しなさいという制度になりました。旭中央病院においても、その必要性が発生した場合に備えまして、平成25年度、26年度の年度末において、議会の議決を経て積立金という形で積み立てたものでございます。

続きまして、33ページ、医業外収益長期前受金戻入、これはどういうものかということですが、こちら26年度の公営企業会計の法改正によりまして、過去において補助金をもらって取得した資産で、現在もなお減価償却が続いているというものに関しましては、当該補助金を減価償却と同じように、同じ耐用年数に応じて各年度に分配して計上するという形になりましたので、そちらの27年度分という形になっております。

続いて、37ページ、医師確保対策費、委託費のほうにもあるのかというご指摘でございますが、委託費のほうにも対策費は委託費として載っております。現在、27年度では、3者に対して7,200万円ほどの医師紹介コンサルティング料というものが委託費に計上されております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まず、1ページの特別利益の件でございますが、26、27年と同額ということでございますが、ただ26年度当初予算では、この金額は勘定科目だけであったんですよね。ですから、26年、どういうことで総合事務組合の退職金の俗に言うアッパーというんですか、それが変わったからなんですか。そうでなければ、普通であれば26年度の予算でも、前年度と同じようにとるわけですよ。それが26年度当初予算では、ただ勘定科目だけ、それが2億何千万円の結局歳入になっているわけです。それと同じ金額が、27年度の特別利益になっているわけですよ。その総合事務組合の掛金の関係なのか、その辺をお尋ねします。

それから、医業費用のこの約6億6,000万円増えた中で、医師が増加したからということですが、医者が何人くらい増えたのか。

それからあとは、13ページの剰余金、退職給付積立金ですね。これは公営企業会計の結局事務上の変更、会計上の変更、これということによろしいですか。

それからあと、37ページの経費、医師確保対策費、これはなぜ2つに分けるのか。それで、この7,200万円ほど今度は委託費で使っているということですが、これによってどれだけ医師等が増えたのか、効果ですね。それだけです。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからまず2点お答えいたします。

まず、1ページ目の特別利益の計上ですけれども、議員からのご指摘にありましたように、一部事務組合のほうで25年度、26年度と2年続けて制度改正がございました。この制度改正によって旭市が受ける恩恵額も変わりましたので、その額に基づいて計上しているものでございます。

また、5ページの質問でございますが、医師が何人くらい増えたかということでございますが、私ども毎年4月1日現在の常勤の医師数を中心にご説明しておりますが、26年度の4月1日現在の常勤医師数は240名でございました。これに対しまして、27年4月1日現在は250名ということで、4月1日同日で比べますと10名の常勤医師が増加しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高埜病院経理課長。

○病院経理課長（高埜正人） 続いてお答えいたします。

13ページ、退職給付積立金についてですが、制度の変更によるものかということでございますので、制度の変更に伴って対処しているというものでございます。

ただ、この時点では、先ほど申したとおり、計上額の計算をしますと、退職給付引当金そのものは、この時点で直ちに旭中央病院では、まだ必要がございませんでした。ただ、総合事務組合の制度が変わって、アップラーがだんだん下げられているということがあって、旭中央病院は現在退職負担金を免除されておりますので、支払っておりません。そうしますと、もらうだけもらうという形になっていきますので、いずれこれは逆転する 때가あって、引当金が必要になるということに備えて、積立金という形で計上したものでございます。

続いて、医師確保対策の委託費に計上してあるということなんですが、こちらは確かにご指摘のとおり医師を確保するための費用ということではございますが、項目上は業務委託という形でやっておりますので、勘定科目上は委託費のほうに計上させてもらったというもの

でございます。

これに対しまして、医師がどれだけ確保できた、効果がどれだけあったかということでございますが、平成27年度の1年間の間で獲得できた医師に関しましては、6名という形になっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、医師確保ということでありまして、そういう中で27年4月1日現在、約240名という、今度は事務局長の答弁をいただきましたが、決算カードでも全部3月31日現在、ということは医師は4月1日現在になっているわけですが、それに関連して、今までよく医師が3.11、例の震災で14名減った減ったと言いますけれども、しかし決算カードを見ますと、全然減った数字になっていないわけですよ。それは結局どうしても3月にやめる人がいる、4月1日に入る人がいる、だから入る人は全然考慮しないで、やめる人だけの数を出してあるから、そういうことになるということなんですか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

参考人、菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷敏之史） 議員ご指摘のように、国及び県に提出する私どもの決算カード的なものにつきましては、やはり3月31日現在で記入しなさいということになっておりますので、3月いっぱい例えば私どもの病院からほかの病院へ移る方なんかも計算上カウントされてしまいます。

あとこのカードの特徴としまして、ほかの病院から応援で来ていただいているパート医師なんかについても、常勤換算した上で人数に加えなさいという記載要領になっておりますので、常勤の医師でない方も、このカードには計算されてしまいますので、実際、私どもが戦力として期待、あるいは経営上大きな期待を考えております常勤医師の概念とは多少違った数字が出てまいりますので、そこはできれば私どもはやっぱり大きな意味を持っている数値というふうに捉えております常勤医師数でご理解をいただければ、病院の経営上、非常に役立つ数字かなと思っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、9ページ右下の介護ロボット等導入支援事業についてお伺いいたします。

介護ロボットの導入に補助するというのは、初めてのことだと思いますので、介護ロボットとはどのようなものか、どのような介護支援ができるのかお伺いいたします。

市内の介護事業所で導入の実績があればお伺いいたします。

今回の補正では、具体的にどのような介護ロボットの導入を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 3点の質疑にお答えいたします。

初めに、厚生労働省の言う介護ロボット等の内容ですが、日常生活支援における移動、移乗、排泄、見守り、入浴支援のいずれかにおいて、介護従事者の負担軽減に効果があるもので、なおかつロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するもの、あるいは経済産業省が行うロボット介護機器開発導入促進事業において国が採択したものとなっております。そのうち今回の補助対象となりますのは、単価が20万円を超えるもので、一般に購入できる状態にあることが条件となっております。1つ例を挙げますと、電動式のシルバーカーが該当いたします。

次に、市内の介護事業所における介護ロボット等の導入実績につきましては、市としましては把握しておりません。

続いて、補正をお願いする事業の内容ですが、電動式のシルバーカーが3台と介護従事者が腰に装着して高齢者をベッドから車椅子へ移動させるようなときに使用する介護機器を1台予定しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、なぜ補正予算として上程されたのかお伺いします。

この財源を見ますと、7ページ右上ですが、国庫補助金、地域介護・福祉空間整備交付金、補助率10分の10ということでございますので、国との関係があったかと思いますが、その経緯についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 介護ロボット等の導入の背景から申し上げますと、国では超高齢化社会に備え、介護される側と介護する側の双方の問題を緩和するべく、今回の導入に踏み切りました。介護ロボットを普及させることで、介護される側に対しては、自立、身体動作の支援、介護する側に対しては、業務内容の負担軽減や人手不足の解消などにつなげることを目的としております。

そこで、国においては、平成27年度補正予算において一旦基金に積み立てまして、それを向こう3年間で介護ロボット等の導入を希望する介護事業所へ助成するべく、本年2月4日には各市区町村へ協議書の提出を通知し、2月24日にはその提出を締め切りました。そして、本年6月7日付で、旭市においては今回補正予算をお願いいたします176万2,000円の内示がなされたものでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 介護ロボットにつきましては、現状ではまだまだ介護の現場とマッチしていないという評価もあるようでございます。しかしながら、答弁にもありましたように、厚生労働省でも、経済産業省でも、開発導入を支援していますので、今後、改良革新がなされ、介護される側と介護する側の課題が緩和されることと思っております。

介護される方へのアンケートでは、介護ロボットを使ってほしいという意見も多いようでございます。市としては、介護ロボットの導入に対してどのような方向性を持っているのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 市といたしましては、これからも国・県の動向を見据えながら、国庫、県費の範囲内で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第10号、使用料及び手数料に関する海上キャンプ場の料金改定についてお伺いをいたします。

昨年度の利用人数と収入額、また改定後の見込額を平成27年度の利用人数をベースにお尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、議案第10号に関連をいたしまして、昨年度の利用人数、収入額、改正後の見込額ということであります。

初めに、昨年度の利用状況でありますけれども、キャンプ場につきましては4,079人、体育館につきましては1万2,618人の利用があったところであります。

それと昨年度の収入額でありますけれども、キャンプ場につきましては171万7,050円、体育館につきましては32万2,400円でありました。

それと改定後の見込額ということでもありますけれども、今回改正をいたしますバンガローの部分についてでありますけれども、27年度は96万円余りでありましたけれども、新料金で算出しますと132万円余りとなりまして、36万円余りの増になるということを見込んでおります。また、体育館につきましては、昨年度の利用料金は16万6,000円ということでありまして、10万円強くらいの収入増につながるものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この海上キャンプ場ですが、たしか合併前の海上町では、県立のキャンプ場として設置がされ、青少年の健全育成のための施設として、青少年の憩いの施設であると記憶しているんですが、僕自身、小学生だとか、中学生の青少年の時代には、学校の行事や子ども会、町内行事等で利用いたしました。

思い出の多く残る施設であります。料金改定の補足説明で、ほかの類似施設との均衡を図るためと説明でありました。ほかの類似施設とは違うものではないのかなと思っておりますが、その認識について伺います。また、市内在住の方も同じ料金であるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまの質問にお答えをいたします。

現在の海上キャンプ場につきましては、平成21年4月から旭市で管理運営を開始しております。

ただいまご質問のありました類似施設というような認識ということでございますけれども、県内にあるまずほかのキャンプ場施設のバンガローにつきましては、1人1泊当たり幾らというような料金体系ではありませんで、バンガロー1棟当たり幾らというような料金体系になっているところであります。

あともう一つ、体育館につきましてはの均衡を図るといような質問でございますけれども、教育委員会で所管をしてあります青年の家ですとか、各種体育館があるんですけれども、まず一般の方の料金、これの高校生以下につきましては半額ということで料金設定をしておりますので、その関係で今回改定を行うものであります。

以上であります。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） 市外の方につきましては、5割増しの料金設定となっております。

以上であります。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 生涯学習課長、もう一度お願いします。

○生涯学習課長（高木昭治） 失礼しました。

市外の利用者につきましては、市内の利用者料金の5割増しということであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今言ったバンガロー等の値段設定なんですけれども、この海上キャンプ場は、場所的にも施設の立地や古さなどを鑑みて、特にほかの施設と均衡を図るといことは、どうなのかなというように考えておりますので、例えばホテル等に宿泊する場合には、定員5人部屋を2人で宿泊したときには、5人分の料金を取るのではなくて、1人当たりの料金が若干上がると、そういうようなことが多くあろうかと思えます。

今回の改正で、最初から定員の料金になるわけですので、定員の料金がかつと一括で1部屋当たりということが大きくなるわけですが、非常にそういうことと比べても高かつ

く、そういうようなわけでございますので、その辺についてどういようなお考えであるのかということと、また市内在住の方に対して、青少年の健全育成と憩いの場として料金設定、こういうものが必要なんじゃないかなと思いますので、その辺のところに関してお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまのご質問でありますバンガロー1棟当たりの料金設定ということでは高くつくのではないかとというようなことでありますけれども、例えば定員未満の利用でありましても、その1棟の面積を専有してしまいまして、繁忙期には運営上、支障を来すというようなことで今回、1棟当たりに改定をするものであります。

あとは市内在住の方にとりようなことでありますけれども、現在のところ市内の方につきましては、特に青少年、減免をしているところであります。

以上であります。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 10号議案、重複するところもありますが、何点かご質問します。

先ほど収入の面は聞きましたが、簡単に要は平成27年度の収支、ざっくりで結構です。収入幾ら、支出幾ら、それで市の負担はどのぐらいになるのか。この市の負担というのは、改めてないですけれども、収入と支出。

それから、27年度の利用者数を基に計算したときの収支ですね。収入幾らになると。改正後の計算ですね。27年度の使用人数を基に計算した場合は、収入がどれだけ、そして支出はどれだけ、そしてその残金額。

それから、先ほどいろいろな場所の価格設定を聞きましたが、ちなみにこの近隣、どこどこにバンガローとか、そういう施設があるか分かりませんが、この近隣のそういう施設の使用料ですね。

それで、市内の例えば施設との均衡を図るということだと思いますが、同じ体育館であっても、総合体育館、それから海上では利便性も違うし、中の施設も違うわけですよ。片一方は冷暖房があるし、片一方はそういうものはないでしょうから、そういうものを加味しなければ平均はとれないと思うんですね。均衡をとれないと思うんですよ。全然レベルの違うもので同じ値段にすると、逆に不平等なんですよね。そういう中で、近隣市町村の利用料につ

いてお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えいたします。

初めに、27年度の収支の状況ということであります。

収入につきましては1,272万6,141円、これに対しまして支出が1,233万2,879円、差し引き39万3,262円ということの報告を受けております。

それと2点目ですけれども、改定後の料金の関係でどのようになるかというようなことでありますけれども、収入の面からいけば、体育館が10万円ぐらい、それとバンガローのほうで36万円余りということで、46万円ぐらいの収入の増が見込まれるものと考えております。

ただ、支出の部分につきましては、これらのことによってどのような経費がかかるのかということは、はっきり分かりませんので、その辺はご容赦願いたいと思います。

それと近隣の施設、こういった料金設定をしているところはどのようなところがあるのかというようなことと、料金はどのくらいなのかということでもありますけれども、奥養老バンガロー村というところがございますけれども、ここはバンガローが各種大小取りそろえてありまして、参考までに、4.5畳のもので1泊1棟当たり6,200円、バンガロー6畳のもので1泊6,300円、これ以外にも数多くのバンガローがありますけれども、このような料金設定になっているところであります。

あと体育館の関係でありますけれども、設備が違うんじゃないかというようなご質問でありますけれども、各施設とも、もともと一般の方の料金体系は、それぞれ違ってきております。今回その改定に当たりましては、高校生以下の料金を一般の利用料金の半額に改正をするというようなものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、変えるということは難しいんですよ。先ほどもちょっと私言いました敬老大会、たった100円か200円のパン、飲み物を出さなかったために1,700人が900人になっちゃったと。イメージも大事なんですよ。ですから、その辺は改正することによって利用者がどうなるのか、その辺検討したことはありますか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまのご質問でありますけれども、市内の利用者につきましては、ほぼ減免している状況でありますので、高校生以下の使用料を今回上げますけれども、利用者の減にはつながらないものと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第14号直接審議（先議）

○議長（平野忠作） おはかりいたします。議案第14号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思っておりますが、これに決

するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号は人事案件でありますので、討論を省略して採決をいたします。

議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長(平野忠作) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(平野忠作) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、伊藤保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、林晴道議員。

建設経済常任委員会より、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員、磯本繁議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(平野忠作) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会におきまして、委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時34分

○議長(平野忠作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

- 議長（平野忠作） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。
委員長に景山岩三郎議員、副委員長に伊藤保議員、以上のとおりであります。
-

◎日程第6 常任委員会議案付託

- 議長（平野忠作） 日程第6、常任委員会議案付託。
これより各常任委員会に議案を付託いたします。
議案第9号から議案第13号までの5議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表1、
議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。
付託いたしました議案は、20日までに審査を終了されますようお願いいたします。
-

- 議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて本日の会議を閉じます。
なお、本会議は7日定刻より開会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分